



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 8 0 8 号 令和 7 年 3 月 2 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
1 7	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	人事課
1 8	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	同
1 9	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	同
2 0	会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	同
2 1	徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	サステナブル社会推進課
2 2	徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	同
2 3	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則	同
2 4	徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則	産業創生・大学連携課
2 5	徳島県計量法関係手数料規則の一部を改正する規則	同
2 6	徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則	住宅課

【訓令】

番 号

表

題

担当課名

2

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則**（規則第十七号）

- 一 給料表の号俸の構成を改めることとした。
- 二 初任給基準表について、技能職員の「中学卒」の区分を削除することとした。
- 三 職員を昇格させた場合における号俸を改めることとした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 六 この規則の施行に関し必要な経過措置を講ずることとした。

● **職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十八号）

- 一 宿泊費基準額及び宿泊手当の額を定めることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 四 一及び二について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則**（規則第十九号）

- 一 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の算定に係る勤務期間の算定について、会計年度任用職員の病気休暇を有給の休暇とすることに伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則**（規則第二十号）

- 一 初任給基準表について、会計年度任用技能労務職員に適用される給料表の号俸の構成が改められることに伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十一号）

- 一 徳島県立自然公園の特別地域内における許可又は届出を要しない行為等について所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 三 一の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十二号）

- 一 自然環境保全地域の特別地区内における許可又は届出を要しない行為について所要の整備を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 四 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十三号）

- 一 希少野生生物保護区の区域内における許可を要しない行為について所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則（規則第二十四号）**

一 テクスチャーマナライザーの機械器具使用料及びコンピュータを使用して作成する図案の図案作成手数料の額を定めることとした。

二 食品のテクスチャーマナライザーによる物性試験の試験手数料及び石綿を含有している可能性のある製品の定性分析等の分析手数料の額を改めることとした。

三 高温電気炉等の機械器具使用料、ISO対応家具強度試験機を使用する家具強度試験の試験手数料及び図面の複写、レンダリングその他これらに類する簡単な図案等の図案作成手数料を廃止することとした。

四 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県計量法関係手数料規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）**

一 タクシーメーター等の特定計量器の検定に係る手数料について、所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）**

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 県営住宅入居申込書に添付する書類について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二及び三については、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第十七号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「あつては」を「あつては」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 技能労務職給料表（第2条関係）

職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	363,600
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	363,800
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	364,000
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	364,200
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	364,400
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	364,600
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	364,800
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	365,000

の職員	70	242,200	261,400	291,800	317,800	365,200
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	365,400
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	365,600
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	365,800
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	366,000
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	366,200
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	366,400
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	366,600
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	
	85	245,900	265,100	298,000	322,000	
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	
	89	246,900	266,100	299,700	323,100	
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
	97	248,900	268,100	303,300	325,100	
	98	249,200	268,400	303,700		
	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		
	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		
	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		

	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

別表第三の備考第一項中「、次」を「、次」に、同項第一号の(2)中「、三」を「、三」に、「、しめんせつ船」を「、しめんせつ船」に、「、総トン数」を「、総トン数」に改め、同号の(3)中「、電工」を「、電工」に、「、大工、石工、印刷工、製図工、」を「、大工、石工、印刷工、製図工、」に、「、修理、」を「、修理、」に改め、同号の(4)中「、兼務師、」を「、兼務師、」に改め、同号の(6)中「、ボイラー技士、」を「、ボイラー技士、」に、「、維持」を「、維持」に、「、溶接工」を「、溶接工」に、「、操作、」を「、操作、」に改め、同項第二号中「、監視等で、監視、」を「、監視等で、監視、」に改め、同項第三号中「用務員、」を「用務員、」に改め、同備考第二項中「、その」を「、その」に、「、」を「、」に改め、同備考第三項中「、その」を「、その」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四 初任給基準表（第5条関係）

その1

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級5号俸
労務職員（甲）		1級5号俸から1級37号俸まで
労務職員（乙）		1級1号俸から1級17号俸まで

備考

- 1 職種欄の各区分については、別表第3の等級別資格基準表（以下「資格基準表」という。）の備考第1項に定めるところによる。
- 2 資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第3項に規定する職員に初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（徳島県人事委員会規則6―14。以下「人事委員会規則6―14」という。）第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。
- 3 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する人事委員会規則6―14第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（甲）	9年以上16年未満	1級41号俸から1級61号俸まで

	1 6 年以上	1 級 6 5 号俸から 1 級 7 7 号俸まで
労務職員（乙）	8 年以上 1 6 年未満	1 級 2 1 号俸から 1 級 4 5 号俸まで
	1 6 年以上	1 級 4 9 号俸から 1 級 7 3 号俸まで

注 経験年数欄の経験年数は、労務職員（甲）にあつては人事委員会規則 6—1 4 別表第 3 の学歴免許等資格区分表に定める「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとし、労務職員（乙）にあつては同表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 4 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1 級 1 号俸から 1 級 2 1 号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（乙）	9 年以上 1 7 年未満	1 級 2 5 号俸から 1 級 4 9 号俸まで
	1 7 年以上	1 級 5 3 号俸から 1 級 7 3 号俸まで

注 経験年数欄の経験年数は、人事委員会規則 6—1 4 別表第 3 の学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 5 資格基準表の備考第 1 項第 1 号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の等級を 1 級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する人事委員会規則 6—1 4 第 1 2 条の規定の適用については、1 級 5 号俸から 1 級 1 7 号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

6 前項の規定の適用を受けた職員については、人事委員会規則 6—1 4 第 1 4 条の規定は適用しないものとし、これらの職員に人事委員会規則 6—1 4 第 1 5 条第 1 項の規定を適用する場合には、同項中「5 年を超える経験年数」とあるのは「2 年を超える経験年数」と、同項第 3 号中「経験年数」とあるのは「経験年数から 3 年を減じた経験年数」とする。

7 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

その 2

採用時年齢 給料	15歳以上 18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳以上 25歳未満	25歳	26歳以上 28歳未満	28歳	29歳以上 31歳未満	31歳以上 33歳未満	33歳	34歳以上 36歳未満	36歳	37歳以上 39歳未満	39歳	40歳以 上
	級 号 俸	1-1	1-5	1-9	1-13	1-17	1-21	1-25	1-29	1-33	1-37	1-41	1-45	1-49	1-53	1-57	1-61

備考

1 この表中「1—1」等とあるのは、「1 級 1 号俸」等を示す。

2 その 1 の表に基づいて決定される初任給の級号俸が、この表に基づいて決定される初任給の級号俸に達しない場合は、この表を適用して初任給の級号俸を決定する。この場合において、人事委員会規則 6—1 4 第 1 4 条の規定は、適用しない。

別表第六を次のように改める。

別表第六 昇格時号俸対応表（第8条関係）

昇格した日の前日に 受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18

53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	

108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の適用を受けていた職員であつて同日において当該職員が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であつたものの切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日において当該職員が属していた職務の等級及び同日において当該職員が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。ただし、同日において属していた職務の等級が五級であつた職員であつて旧号俸が当該職務の等級における最高の号俸（以下「最高号俸」という。）であつたもののうち、最高号俸に達した日以後における最初の三月三十一日の翌日から五十八歳に達した日以後における最初の三月三十一日（切替日の前日において五十八歳に達していない職員については、同日）までの年数が一年以上であるものの新号俸は、旧号俸に応じて同表に定める号俸から当該号俸の号数に当該年数（当該年数が五年以上である場合は、四年）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸までの範囲内において、任命権者が決定する。
- 3 切替日前に職務の等級を異にする異動をした職員及び知事の定めるこれに準ずるものとした職員の新号俸については、当該職員が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44

53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		

108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

徳島県規則第十八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和三十五年徳島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「旅行取消し」を「旅行命令の変更」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第三条第五項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

第二条第一号中「できなかった額」を「できない金額」に、「支払った金額。」を「支払う必要がある金額。」に、「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第六条を次のように改める。

（宿泊費基準額等）

第六条 条例第十八条第一項（条例第三十三条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規則で定める宿泊費基準額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の例による。

一 知事等 国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第一二に掲げる内閣総理大臣等の額

二 知事等以外の職員 国家公務員等の旅費支給規程別表第二に掲げる指定職職員等の額

2 条例第十八条第一項の規則で定める場合は、内国旅行について、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、所属長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 公務の円滑な運営に支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

3 条例第三十三条第二項の規定によりその例によることとされる条例第十八条第一項の規則で定める場合は、外国旅行について、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、所属長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 知事等の旅行に同行する者が知事等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営に支障が生ずるとき。

三 公務の円滑な運営に支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

四 為替相場の変動その他旅行命令を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

第九条を第十条とする。

第八条中「第三十二条第一項第一号ロの」を「第三十二条第二項第一号ロに規定する」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（宿泊手当の定額等）

第七条 条例第十九条（条例第三十三条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規則で定める定額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に掲げる額の例による。

2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に掲げる額の例による。

3 旅行者が旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前二項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

別記様式（その五）及び（その六）を次のように改める。

別記様式（その５）赴任旅費用（第３条の２関係）

旅 行 命 令 簿 兼 旅 費 請 求 書									
旅行命令 権 者	回 議		所 属				前任庁 新任庁 職 名 氏 名 請 求 日 請求金額 年 月 日 円 殿 印		
			年 度	年度	旅行命令簿番号				
			命令年月日	年 月 日					
赴任年月日		年 月 日		移転年月日	年 月 日				
勤 務 地	出発地 新任地				居住地	出発地 新任地		受領印	
	赴任費用	計算基礎 (本人額)	扶養親族移転料				旅費計算額	円	
			1 2 歳 以 上	6 歳以上1 2 歳未満	6 歳 未 満	計	差引支給額	円	
人 数							支出予算コード		
車 賃									
鉄 道 賃									
船 賃									
航 空 賃									
旅行雑費							上記のとおり赴任した ことを証明します。 年 月 日 所属長 氏名 印		
宿 泊 費									
宿泊手当									
着後手当									
移 転 料									
計									

別記様式（その6）（第3条の2関係）

旅行命令簿兼旅費請求書															旅行命令簿番号											
旅行命令								旅費請求内訳										支出予算コード								
旅行命令権者	命令月日	用務	旅行月日及び期間	用務地	宿泊地	公用車利用	受命者承印	備考	車賃	鉄道賃				船賃		航空賃	旅行雑費		宿泊費	宿泊手当		計	会計区分 繰越区分	款	項	目
									路程	路	運	急	行	路	運		日	数		夜	数					
									金額	程	賃	料	金	程	賃		金	額		金	額					
			日 夜			有 無			km	km	円	円	km	円	円	県内 県外	日	円	夜	(概 (精算算) 算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概 (精算算) 算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概 (精算算) 算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概 (精算算) 算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概 (精算算) 算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概 (精算算) 算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概 (精算算) 算) 円						
摘要						所 属			受 領 印				上記のとおり請求します。 請求金額								科目別金額					
						出発地			第 回 第 回 第 回				第 回 (概算) 年 月 日 円 第 回 (概算) 年 月 日 円 第 回 (概算) 年 月 日 円													
						職氏名							殿													

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（次項及び附則第四項に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第三項の規定により旅行命令の変更をする旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の規則の規定（赴任に係る旅費に係るものに限る。）は、施行日以後に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費について適用し、同日前に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

4 改正後の規則第二条の規定は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第一号。以下「改正条例」という。）による改正後の条例第三条第五項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正条例による改正前の条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の規則別記様式（その五）及び（その六）に相当する改正前の職員の旅費に関する条例施行規則別記様式（その五）及び（その六）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第五号中「病気休暇若しくは」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十号

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「1級29号條」を「1級13号條」に、「1級41号條」を「1級25号條」に、「1級13号條」を「1級1号條」に、「1級25号條」を「1級9号條」に改め、同表の備考中「次」を「、次」に、「引ひ」を「引ひ、」に改め、同備考第二号中「引ひ、」を「引ひ、」に改め、同備考第三号中「隣地」を「、隣地」に改め、同備考第四号中「、隣地」を「、隣地」に改め、同備考第五号中「河海」を「河海、」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十一号

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「書類を」を「書類（運輸施設に関する公園事業にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）を」に改め、同項に次の一号を加える。

七 その他知事が必要と認める書類

第十七条第十一号の十中「設備を」を「工作物（その色彩が当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築し、」に改め、同条第十一号の十三中「防除」の下に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第十一号の十五中「ために」を「目的で、」に、「又は当該」を「当該」に改め、同条第二十四号中「こと」の下に「（正当な理由がなくてこれらの行為を行う場合を除く。）」を加え、同条第二十七号中「森林」の下に「牧野、草原若しくは農地」を加え、同条第二十七号の二の二中「防除」の下に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条第三十号の二十八中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「が当該」を「同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者がこれらの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き同条第一項に規定する小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「新海上運送法」という。）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の第十七条（第三十号の二十八に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き改正法第三条の規定による改正前の海上運送法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の第十七条（第三十号の二十八に係る部分に限る。）の規定を適用する。

徳島県規則第二十二号

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県自然環境保全条例施行規則（昭和五十二年徳島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ハ（チ）中「第十七条第一号へ」を「第十七条第一号ト」に改める。

第十七条第十号ト中「第二十五条の規定により指定された」を「第二十五条第一項又は第二項に規定する」に改め、同条第十一号チ中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「が当該」を「同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者がこれらの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き同条第一項に規定する小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号。以下「新海上運送法」という。）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の第十七条（第十一号チに係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き改正法第三条の規定による改正前の海上運送法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の第十七条（第十一号チに係る部分に限る。）の規定を適用する。

徳島県規則第二十三号

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則
徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第八号リ中「同法第二十条第一項若しくは第二項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「が当該」を「、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者がこれらの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き同条第一項に規定する小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号。以下「新海上運送法」という。）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の第十五条（第八号リに係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き改正法第三条の規定による改正前の海上運送法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の第十五条（第八号リに係る部分に限る。）の規定を適用する。

徳島県規則第二十四号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表機械器具使用料の項中第四百十号を削り、第四百十一号を第四百十号とし、第四百十二号から第四百四十六号までを一号ずつ繰り上げ、第四百四十七号から第四百四十九号までを削り、第四百五十号を第四百四十六号とし、第四百五十一号から第四百五十六号までを四号ずつ繰り上げ、第四百五十七号及び第四百五十八号を削り、第四百五十九号を第四百五十三号とし、第四百六十号から第二百七号までを六号ずつ繰り上げ、第二百八号を削り、第二百九号を第二百二十号とし、第二百十号から第二百六十七号までを七号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二百六十一 テクスチャアナライザ 一台一時間 一、〇五〇円

別表試験手数料の項第九号2を次のように改める。

2 家具強度試験 一件 一、三三〇円

別表試験手数料の項第十号3中「七、五八〇円」を「五、五六〇円」に改める。

別表分析手数料の項第六号1中「二四、五二〇円」を「二五、〇九〇円」に改め、同号

2中「二六、一二〇円」を「四〇、九三〇円」に改め、同項第八号6中「六、一八〇円」を「六、八八〇円」に改める。

別表図案作成手数料の項を次のように改める。

図案作成手数料	一 コンピュータを使用して作成する簡単な図案（作業時間が一時間を超えないもの）	一件	四、八四〇円
	二 コンピュータを使用して作成する図案（作業時間が二時間程度のもの）	一件	九、六八〇円
	三 コンピュータを使用して作成する複雑な図案（作業時間が三時間程度のもの）	一件	一四、四七〇円
	四 コンピュータを使用して作成する特殊な図案（作業時間が五時間程度のもの）	一件	二四、一五〇円

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は試験、分析若しくは図案作成に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

徳島県規則第二十五号

徳島県計量法関係手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県計量法関係手数料規則の一部を改正する規則

徳島県計量法関係手数料規則（平成十二年徳島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第一号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、同表第二号を次のように改める。

二 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「令」という。）附則第九条第二項に規定する特定計量器	
(一) 令附則第九条第二項第三号に掲げる燃料油メーター イ 積算式ガソリン量器 表示機構の最大指示量が五十リットル以下のもの 表示機構の最大指示量が五十リットルを超えるもの ロ イに掲げるものの以外のもの 口径が三十ミリメートル以下のもの 口径が三十ミリメートルを超えるもの	千六百円 二千百円 二千六百円 三千四百円 六千三百円
(二) 令附則第九条第二項第四号に掲げる液化石油ガスメーター	

第二条第一項の表第三号を削り、同表第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同表第三号とし、同表の備考中「第一号の(二)のイ、第二号及び第四号のイ」を「第一号の(一)のイ及び第三号のイ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第二十六号

徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

徳島県営住宅管理規則（昭和三十五年徳島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「条例」を「徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号。以下「条例」という。）」に改める。

第三条第一項中「徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条第二項中「国民健康保険証等」を「その他」に改める。

第二十条中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県訓令第2号

庁 中 一 般
東 部 各 局

各 セ ン タ ー 等

各 総 合 県 民 局

徳島県労働委員会事務局

徳島県収用委員会事務局

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「午後一時まで」の下に「（勤務時間条例第六条第二項第二号又は第三号の規定に該当する場合は、同項の規定に基づき知事が別に定めるところにより休憩時間として定める一時間）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員の勤務時間については同項の規定により知事が当該職員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の休憩時間については勤務時間条例第六条の規定及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事委員会規則七―一。以下「人事委員会規則七―一」という。）の規定に基づく同項の規定による勤務時間の割振り等の基準に適合するように行われた当該職員からの申告を考慮して知事が定める休憩時間とする。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第五項の規定により口頭により命ずる場合は、この限りでない。

第十条第三項中「をもつて」を「により」に、「休日及び」を「勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、人事委員会規則七―一第十四条第二項に規定する超勤代休日、休日並びに」に改める。

第十四条第一項中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事委員会規則七―一。以下「人事委員会規則七―一」という。）を「人事委員会規則七―一」に改める。

第三十五条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の改正規定は、同年三月二十四日から施行する。